

## 指定管理者制度運用に関する意見

- 1 一次評価の所管部間のばらつきが小さくなっていると認められる。指定管理者制度の運用が安定し、適切な運用を行うために必要な視点が職員間に共有されてきたと言える。
- 2 第三者機関による客観的なアンケート調査の実施は、評価すべきものであるが、評価の際には第三者機関の実施・分析自体を過大に評価するのではなく、その結果を用いた指定管理者の詳細な分析についても評価すべきことに留意する必要がある。
- 3 公の施設および公共サービスの目的の整理が不十分であると考えられる例がある。
  - (1) 根津児童館に関し利用者数の減少に対して、指定管理者は域外への広報を計画していると回答したが、本来、児童館は集客施設ではないので広域に広報すべきものなのかどうか疑問である。適切なサービス水準でありながら利用者数が減少するのは公共サービスに対する需要自体が減少しているか、サービスの魅力が減少していると考えられ、前者であるならば、サービスの量を減らし予算を他の事業にシフトすべきではないか。仮に、児童館を今の水準で維持する必要があるというならば、区としての戦略（例えば、ファミリー世代を積極的に誘致するためのサービスとして重点的に実施する）が必要である。
  - (2) スポーツ施設に関しては、利用者からの要望が強く、指定管理者も対応に苦慮している様子がうかがわれる。利用者にとっては安価で清潔で便利なスポーツ施設があるのが望ましいのは当然であり、肥大化するニーズに安直に対応することと、住民の満足度を上げることは同じことではない。現状では指定管理者は単純に区へ要望をつなぐだけになっており、区が必要な公共サービスとしての節度（身の丈）を設定することが必要で、これを上回る要望には毅然とした対応が必要ではないか。
- 4 2に付随する論点として、財政制約下でもっとも費用対効果の高い公共サービスを行うためには、それぞれの公の施設の本来の目的に関する議論が必要である。現状は多くのニーズにこたえる状況となっているため、指定管理者も総花的にならざるをえなくなっている。
- 5 施設の事業目的について、区と指定管理者の間で十分に議論し、互いに共通の認識を持って事業を実施することに努められたい。
- 6 施設の設置目的・施策と利用者ニーズとが整合しているか適宜検討する必要がある。
- 7 各種個別計画を所管する部署においては、自らの部署で実施する事業だけでなく、他部署の指定管理者制度導入施設で実施する事業内容についても計画との整合性や類似事業の重複の有無などについて、十分な検討を行い、効果的・効率的な事業実施に努められたい。